

令和7年度 伊達市事業説明会

☎ 秘書広報課広報広聴係 ☎ 575-1113

4月18日(金)～25日(金)までの期間、行政推進員会議に
合わせて、市内5地域で伊達市事業説明会を開催しました。
説明会では、須田市長が令和7年度の重点的な取り組み
を行政推進員に説明しました。また、参加した行政推進員
から、さまざまなご意見をいただきました。ご意見の一部
を掲載します。



令和7年度の事業だ
については、市政だ
より5月号(4月
24日発行)にも掲
載しています。

■ごみの収集

Q1 例年、週1回収され
ていたプラスチックご
みが、4月からは隔週での
回収となった。ルールの変
更が浸透しておらず、間
違った日にプラスチックご
みを出す人も散見されるほ
か、面倒だからと燃えるご
みとまとめて捨てるという
意見も聞こえてくる。なぜ
今年度からルールが変更と
なったのかお聞きしたい。

A1 伊達市は、県内自治体
と比べても一人一日
あたりのごみの排出量が多

■消防団活動の支援

Q2 消防団の準中型自動車
免許取得補助につい
て、準中型免許を持つてい
るがオートマチック限定の

い状況です。また、近年の
物価高騰の影響から、ごみ
の収集や運搬にかかる委託
費用が大きくなっておりま
す。そこで、他の自治体の
成功例にならない、本市でも
プラスチックごみの収集を
2週間に1回と変更し、ご
みの減量化に取り組んでま
いりますのでご協力をお願
いします。(市民生活部)



質問をする行政推進員
(保原地域)

人についても、限定解除に
かかる費用を補助してもら
えるのか。また、仕事を休
んで教習所などに通う場合
など、ご理解をいただける
ように市から勤め先などへ
の呼びかけはしてもらえ
るのかをお聞きしたい。

A2 本補助制度は、市が配
置している消防車両を
活用し消防活動にあたって
いただくことを目的として
います。そのため、消防車
両の運転に必要であれば、
限定解除であっても補助の
対象となります。また、免
許取得に限らず、消防団活
動においては休暇取得が必
要な場合があります。市と
しましては、引き続き商工
会を通じて各事業所へご協
力を依頼してまいります。
(市民生活部)

■ドナーへの補助の充実

Q3 骨髄移植ドナー支援事
業とあるが、私の知り
合には生体腎移植をして
いる人がいる。骨髄移植に

限らず、他のドナーへの支
援についても検討してい
たい。

A3 骨髄移植ドナー支援制
度につきましては、県
の補助制度に市が上乗せで
補助するものです。ご意見
のとおり、骨髄移植に限ら
ず、ドナーとなる人の経済
的・身体的なご負担は大き
いものと思っております。
市としましても、使える県
の制度などを確認しながら
検討を進めさせていただきます。
(健康福祉部)



回答をする市職員

ほかのご意見は
こちらから▼

